

丹波篠山市西部地域包括支援センター

介護予防支援及び第１号介護予防支援事業重要事項説明書

あなた（利用者）に対する介護予防支援及び第１号介護予防支援事業（以下、「介護予防支援等」という。）のサービス提供開始にあたり、事業所があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

Ⅰ 事業所の概要

事業所名	丹波篠山市西部地域包括支援センター
所在地	丹波篠山市網掛３０１（丹南健康福祉センター内）
事業所番号	2801400041
連絡先	TEL ０７９－５９４－３７７６ FAX ０７９－５９０－１５５７
緊急時の連絡先	TEL ０７９－５９４－３７７６
管理者連絡先 管理者 稲山美穂子	TEL ０７９－５９４－３７７６ FAX ０７９－５９０－１５５７
営業日	月曜日から金曜日 (ただし、土・日・祝及び年末年始の12月29日から1月3日は除きます。)
営業時間	午前８時３０分～午後５時１５分まで
サービス提供実施地域	丹波篠山市全域地域
開設年月日	平成２２年４月１日

Ⅱ 当事業所の法人概要

名称	社会福祉法人丹波篠山市社会福祉協議会
所在地	丹波篠山市網掛３０１番地
連絡先（代表）	TEL ０７９－５９０－１１１２ FAX ０７９－５９０－１１２３
法人種別	社会福祉法人
代表者	会長 前田 公幸

Ⅲ 当事業所の従業員

職 種	人 数	勤務体制
管 理 者 兼 主任介護支援専門員	１人	常勤１人
社会福祉士	１人	常勤１人
保 健 師	１人	常勤１人
看 護 師	１人	常勤１人
主任介護支援専門員	１人	常勤１人
社会福祉士	２人	常勤２人

4 提供するサービスの内容

(1)「介護予防支援等」は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した生活を営むために、保健医療サービスまたは福祉サービスを適切に利用することができるよう、サービスの種類及び内容等を定めた「介護予防支援計画」(以下、「サービス計画」という。)を作成します。

また、当該計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、地域の介護予防サービス事業者等及びその他関連機関との連絡調整を行います。

(2)具体的には次に掲げる業務を行います。

- ①あなたのお宅を訪問し、あなたの心身の状況、生活機能や健康状態、生活環境等の状況把握を行います。
- ②把握した内容と、あなた自身やご家族の希望を踏まえ、あなたの日常生活全般を支援する観点から、予防給付の対象となる介護サービスや保健医療サービス、福祉サービス、その他地域の住民による自発的な活動によるサービス等も含めた「サービス計画」を作成いたします。
- ③介護予防サービスをはじめとした各種サービスの提供の状況や、あなたの心身の状況やご家族の環境について、「サービス計画」作成後も、継続的に把握し、支援いたします。
- ④あなたの要支援認定区分の変更にあって、必要な支援を行います。

5 業務取扱い方針

(1)「介護予防支援等」の実施にあたっては、アセスメント(利用者の解決すべき課題の把握)の実施により、あなたが目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、あなたやあなたの家族の意向を踏まえた具体的な目標を設定するとともに、介護予防の効果を最大限に発揮する自立支援に向けた目標志向型の「サービス計画」を作成します。

(2)次の3つの視点を踏まえ「サービス計画」を作成します。

- ① 利用者の意欲を高め、利用者による主体的な取組を支援します。
- ② 利用者の自立の可能性を最大限に引き出す支援を行います。
- ③ 他の保健、医療、福祉サービス等との連携や介護サービスとの連続性及び一貫性をもった支援を行います。

(3)介護予防サービス事業者等に対しては、「サービス計画」に基づき、個別サービス計画の作成を指導するとともに、サービスの実施状況等に関する報告を聴取します。

(4)サービスの計画期間中においては、定期的にあなたのお宅を訪問し、面談させていただきます。

(5)あなたのお宅を訪問しない月は、特段の事情がない限り、デイサービス事業所、または通所リハビリテーション事業所などに訪問または電話等により、「サービス計画」の実施状況の把握を行います。

なお、身体状況等に変化があった場合等、必要な場合は必ずあなたのお宅を直接訪問して面談を行ないます。

(6)介護保険に関する法令及び丹波篠山市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱(以下、「要綱」という。)等に基づき、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務を民間の居宅介護支援事業者に委託する場合においても、業務が適切に実施されるよう、「サービス計画原案」の内容を確認するとともに、必要に応じ居宅介護支援事業者に助言・指導を行ないます。

(7)介護予防支援等の提供にあたっては、あなたの意思及び人格を尊重し、常にあなたの立

場に立って、あなたに提供されるサービスが特定の種類または特定のサービス事業者
に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。

(8)介護予防支援等の提供にあたっては、あなたの要支援状態の軽減または悪化の防止に
資するよう、必要な関係機関との連携に十分配慮して行います。

(9)介護予防支援等の提供にあたっては、自らその提供する介護予防支援等の質の評価を
行い、常にその改善を図ります。

6 費用

当事業者の介護予防支援等（「サービス計画」の作成・変更、事業者との連絡調整、相
談説明等）については、原則として利用者の負担はありません。

※介護保険適用の場合でも、利用者に保険料の滞納等がある場合には、一旦1ヶ月あ
たりについて、下記の料金を頂き、当事業からサービス提供証明書を発行いたします。

1ヶ月/件	介護予防支援	ケアマネジメントA	ケアマネジメントB	ケアマネジメントC
要支援1・2	4,420円	4,420円	4,420円	4,420円
事業対象者	なし	4,420円	4,420円	4,420円
高齢者虐待措置 未実施減算	△40円 (-1/100)	△40円 (-1/100)	△40円 (-1/100)	△40円 (-1/100)
業務継続計画 未実施減算	△40円 (-1/100)	△40円 (-1/100)	△40円 (-1/100)	△40円 (-1/100)
初回加算	3,000円	3,000円	なし	なし
委託連携加算	3,000円 (委託事業者のみ)	3,000円 (委託事業者のみ)	なし	なし
2ヶ月目以降	4,420円	4,420円	3,000円	なし

（サービス提供証明書を丹波篠山市長寿福祉課介護保険係の窓口に提出しますと、後日払
戻しとなる場合があります。また、滞納期間によっては全額が利用者のご負担となる場合
もあります。）

7 契約の終了と自動更新について

契約の有効期間については、要支援認定等の有効期間の満了日でいったん終了することと
なります。ただし、利用者から契約を終了する旨の申し出がない場合には、この契約は次
の要支援認定等の有効期間まで、自動的に更新されます。事業対象者の場合においては、
一定期間（3ヶ月以上）サービス利用がない、または中止の場合には終了する場合があり
ます。

8 契約期間途中での解約の場合

この契約は、利用者の方から解約のお申し出があればいつでも解約することができます。

9 プライバシーの保護

当事業者は、利用者にサービスを提供するうえで知り得た情報は、契約期間中はもとより、契約終了後においても、決して第三者に漏らすことはありません。

また、利用者やそのご家族に関する個人情報が含まれる記録物に関しては、善良な管理者の注意をもって管理を行い、処分の際にも漏洩の防止に努めます。

(1)使用する目的

事業者が、介護保険法に関する法令及び要綱に従い、私の「サービス計画」に基づき介護予防サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合。

(2)使用にあたっての条件

①個人情報の提供は、(1)に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

②事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておくこと。

(3)個人情報の内容（例示）

①氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況その他一切の利用者や家族個人に関する情報

②認定調査票、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果の意見（認定結果通知書）
基本チェックリスト等

※「個人情報」とは、利用者及び家族個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別され得るものをいいます。

10 虐待の防止について

利用者の人権の擁護、虐待の発生、またはその再発を防止するため、必要な措置を講じます。

利用者等に対する高齢者虐待に相当する行為やそのおそれのある状態を知った場合には、速やかに関係機関と連携し、その解決のために必要な措置を講じます。

11 身体的拘束等の禁止について

サービス提供にあたっては、利用者、または他の利用者等の生命、または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束、その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないものとします。

また、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、並びに緊急やむを得ない理由、その他必要な事項を記載します。

12 業務継続計画の策定等について

業務継続計画（BCP計画）の策定について、BCP計画に基づき、必要な措置を講じます。

13 衛生管理について

感染症が発生し、またはまん延しないように、必要な措置を講じます。

14 ハラスメントの防止について

ハラスメント防止のため、利用者やその家族等に対してハラスメントについて説明を行い、職員に対し研修を実施するなど必要な措置を講じます。

15 事故発生時等の対応

サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかにあなたの家族、当該事業所の管理者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

あなたに対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行ないます。

ただし、その損害のうち、あなたやあなたの家族の原因により発生したものについてはこの限りではありません。

16 サービスの苦情相談窓口

当事業者は、提供したサービスに苦情がある場合、または作成した介護予防サービス計画に基づいて提供された介護予防サービスに関する苦情の申し立てや相談があった場合は、速やかに対応を行います。

サービスの提供に関して苦情や相談がある場合には、以下までご連絡下さい。

① 当事業者の苦情相談窓口

丹波篠山市西部地域 包括支援センター	連絡先 079-594-3776 F A X 079-590-1557 (受付時間 午前8時30分～午後5時15分まで) 緊急連絡先 079-594-3776
-----------------------	--

② 介護保険の苦情や相談に関しては他に、下記の相談窓口があります。

(介護保険サービスの苦情について) 兵庫県国民健康保険団体連合会		連絡先 078-332-5617 受付時間 (平日) 午前9時～午後5時15分
(介護保険に関する相談窓口) 丹波健康福祉事務所 監査・福祉課		連絡先 0795-73-3758 受付時間 (平日) 午前9時～午後5時15分
(介護保険全般に関するお問い合わせ) 丹波篠山市保健福祉部長寿福祉課		連絡先 079-552-6928 受付時間 (平日) 午前8時30分～午後5時15分

17 その他

この重要事項説明書は、あなたの介護予防支援等のサービス利用等に関する重要な書類ですので、契約書及び約款とともに大切に保管してください。

令和 年 月 日

介護予防支援等の提供開始に当たり、上記のとおり説明しました。

事業所名：丹波篠山市西部地域包括支援センター

説明者氏名（自署）

あなたを担当する職員は次のとおりです。

事業所名：

担当者氏名：

連絡先（電話番号）：

事業者より上記の内容について説明を受け、同意しました。

利用者（自署）

ご住所：

お名前：

署名代行者（自署）

ご住所：

お名前：